

綾瀬市告示第31号

振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域（平成24年綾瀬市告示23号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月22日

綾瀬市長 笠間 城 治 郎

4の項に次のように加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園